

## スパイ防止関連法制の法案策定をやめることを求める意見書（案）

自由民主党と日本維新の会による連立政権合意では、スパイ防止関連法制について「令和7年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる」と明記し、第219回臨時国会において、高市首相は、政権合意に基づき早急に検討を進めると答弁している。我が国ではスパイ活動がしやすい、いわゆるスパイ天国であるとしてそれらの活動を取り締まる法律の必要性が主張され、制定の意義が喧伝されているが、先の石破政権では「政府として、情報収集・分析体制の充実強化、違法行為の取締りの徹底等に取り組んでいる。そのため、（中略）スパイ活動は事実上野放しで抑止力が全くない国家であるとは考えていない」とする答弁書を令和7年8月15日に閣議決定している。

過去に政府が提出したスパイ防止法案では、外交・防衛に関わる国家秘密を外国に漏らした者に死刑など厳罰を科す内容であった。しかし、何が国家秘密にあたるのか、何をもって情報を漏らしたとみなすのか、政府が恣意的に判断することが可能で、報道・調査や日常会話に至るまで監視対象となりえる現代の治安維持法とも言えるもので、同法案は国民的な反対世論の高まりの中で廃案になった経緯がある。

連立政権合意は、内閣情報調査室を格上げした国家情報局や米国のCIAに倣った対外情報庁の創設を明記し、諸外国と同水準のスパイ防止法を掲げ、死刑など重罰化を求めている。何がスパイかも分からないまま死刑を科す法律ができれば、法律の拡大解釈により監視、尾行、情報収集を行う強大な権限を公安警察に与えることにつながり、プライバシーの侵害が当たり前の恐ろしい社会になる可能性がある。

よって、本市議会は、国においては、憲法が保障する国民主権、民主主義を堅持し、現代の治安維持法ともいふべきスパイ防止関連法制の法案策定を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

摂津市議会